

四人以上で使用する場合 一人一泊につき 四、〇〇〇円

円」を「四、九〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、三〇〇円」に、

三人以上

で使用する場合 一人一泊につき 三、八〇〇円

を

三人で使用する場合

四人以上で使用する場合

一人一泊につき 三、八〇〇円
一人一泊につき 三、五〇〇円

に改める。

(奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正)

第三条 奈良県保健環境研究センター手数料条例(昭和三十五年四月奈良県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の二の1中「五千三百円」を「五千七百円」に、「全項目検査(臭素酸検査を除く。)」に改める。

(奈良県薬事研究センター条例の一部改正)

第四条 奈良県薬事研究センター条例(平成十五年三月奈良県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の4の(4)中「一万四千三百円」を「一万八千円」に改める。

(奈良県工業技術センター手数料条例の一部改正)

第五条 奈良県工業技術センター手数料条例(昭和三十九年三月奈良県条例第三十五号

()の一部を次のように改正する。
別表の二の14の(1)の(3)を削る。

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正)

第六条 奈良県立学校における授業料等に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「十一万六千六百円」を「十一万五千二百円」に改め、同項第八号中「一万五千元」を「一万五千六百円」に改める。

第三条の表高等学校(全日制課程)の項中「四万六千五百円」を「四万八千円」に、「三万七千二百円」を「三万八千四百円」に、「二万七千九百円」を「二万八千八百円」に改め、同表高等学校(定時制課程)の項中「六千二百五十円」を「六千五百円」に、「五千元」を「五千二百円」に、「三千七百五十円」を「三千九百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定(同表の二十四の項中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める部分に限る。) 平成十六年六月一日

二 第一条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定(同表の二百六十五の項の次に次のように加える部分に限る。) 平成十六年七月一日

三 第六条の規定 平成十七年四月一日

(国際奈良学セミナーハウス条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第二条の規定による改正前の国際奈良学セミナーハウスの規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第三条の規定による改正前の奈良県保健環境研究センター手数料条例に規定する検査の申込みをしている者の当該検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(奈良県薬事研究センター条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の奈良県薬事研究センター条例に規定する試験の申込みをしている者の当該試験に係る手数料については、なお従前の例による。

(奈良県工業技術センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に第五条の規定による改正前の奈良県工業技術センター手数料条例に規定する試験の申込みをしている者の当該試験に係る手数料については、なお従前の例による。

(奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 平成十七年三月三十一日に高等学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

7 平成十七年四月一日以後において高等学校に転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額については、その者の属する学年に在学している者の授業料の額と同額とする。

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十四号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中二十一の項を二十二の項とし、二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、十七の項を十八の項とし、十六の項を十七の項

とし、十五の項を十六の項とし、十四の項を十五の項とし、十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十八条第二項の規定による除却

各市(奈良市を除く。)	各町
各村	

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十五号

奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

奈良県看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年三月奈良県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項の表中

三三、〇〇〇円	を		に、
---------	---	--	----

一五、〇〇〇円

	を		に改め、同表に備考として次のよう
--	---	--	------------------

に加える。

備考

「国立」とは国（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。以下同じ。）が設置するものを、「公立」とは地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。以下同じ。）が設置するものを、「私立」とは国又は地方公共団体以外の者が設置するものをいう。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の奈良県看護師等修学資金貸与条例の規定に基づく国立又は公立の看護師学校等に係る特別修学資金（この条例の施行の日前に貸与することとされたものに限る。）の貸与については、なお従前の例による。

奈良県立医科大学設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十六号

奈良県立医科大学設置条例の一部を改正する条例

奈良県立医科大学設置条例（昭和二十七年四月奈良県条例第十号）の一部を次のように改正する。

「奈良県立医科大学附属がんセンター」 橿原市

第四条第二項中 奈良県立医科大学附属研究所 橿原市 を「奈良県立医科大学附属図書館 奈良県立医科大学附属図書館 橿原市」

大学附属図書館 橿原市」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

奈良県生活科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十七号

奈良県生活科学センター条例の一部を改正する条例

奈良県生活科学センター条例（昭和四十五年三月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県食品・生活相談センター条例

第一条中「消費生活を科学化することにより、」を「食品及び消費生活に関する相談に応ずること等により、食品の安全性の確保並びに」に、「県民の消費生活」を「県民生活」に、「奈良県生活科学センター」を「奈良県食品・生活相談センター」に改め、「」の下に「奈良市に」を加える。

第二条を削る。

第三条第一号中「商品のテスト」を「食品及び消費生活の相談」に改め、同条第二号中「消費者啓発のための資料の収集、展示」を「食品の安全性の確保に関する情報及び消費者に対する啓発のための情報の収集」に改め、同条第三号中「消費生活の相談」を「商品のテスト」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

奈良県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十八号

奈良県立自然公園条例の一部を改正する条例

奈良県立自然公園条例(昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 指定(第三条・第四条)
- 第三章 公園計画及び公園事業(第五条―第九条)
- 第四章 保護及び利用(第十条―第十五条)
- 第五章 雑則(第十六条・第十七条)
- 第六章 罰則(第十八条・第十九条)

第一章 総則

第一条中「すぐれた」を「優れた」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 奈良県立自然公園 県内にある優れた自然の風景地(国立公園又は国定公園の区域を除く。)であつて、知事が次条の規定により指定するものをいう。
 - 二 公園計画 奈良県立自然公園(以下「自然公園」という。)の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。
 - 三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。
- 第二条の次に次の章名を付する。

第二章 指定

第三条第一項中「奈良県立自然公園(以下「自然公園」という。)」を「自然公園」

に、「聞き」を「聴き」に改める。

第四条第一項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十四条を削る。

第十三条の見出しを削り、同条を第十九条とする。

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「第八条」を「第十三条第一項」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第五条第三項」を「第十条第三項」に改め、同項第二号中「第六条」を「第十一条」に改め、同条第三項中「第七条第二項」を「第十二条第二項」に、「処分」を「命令」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第四項中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二号中「第七条第五項」を「第十二条第五項」に改め、同条第三号中「第九条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第四号中「第九条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条第五号中「みだりに第十条第一項第一号」を「、みだりに第十五条第一項第一号」に改め、同条第六号中「第十条第二項」を「、第十五条第二項」に改め、同条第七号中「第十一条第五項」を「第十六条第五項」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条第一項中「かき」を「垣」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

第十一条第二項、第三項及び第五項中「かき」を「垣」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

(その他)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第六章 罰則

第十条第一項第一号中「おこさせる」を「起こさせる」に改め、同条第二号中「けんお」を「嫌悪」に、「客引きし」を「客引きをし」に改め、同条を第十五条とし、同条

の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第九条第一項中「第五条第三項」を「第十条第三項」に、「第七条第二項」を「第十条第二項」に、「とる」を「執る」に改め、同条第二項中「第五条第三項、第七条第二項」を「第十条第三項、第十二条第二項」に、「第五条第三項各号若しくは第七条第一項各号」を「第十条第三項各号若しくは第十二条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
 第九条を第十四条とする。

第八条の見出しを「(中止命令等)」に改め、同条中「第五条第三項」を「第十条第三項」に、「第六条」を「第十一条」に、「附せられた」を「付せられた」に改め、「おいて」の下に「、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて」を、「命じ、」の下に「若しくは」を加え、「とる」を「執る」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確認することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。
 この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第八条を第十三条とする。

第七条第二項中「とる」を「執る」に改め、同条第七項中第三号を第四号とし、第二

号を第三号とし、同項第一号中「知事が」を「規則で」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 公園事業の執行として行う行為
 第七条を第十二条とする。

第六条中「風致」の下に「又は景観」を加え、「附する」を「付する」に改め、同条を第十一条とする。

第五条第一項中「審議会の意見を聞いて」を「公園計画に基づいて」に改め、同条第三項中「していた行為」の下に「若しくは第六号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為」を加え、第十号を第十三号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

第五条第三項第八号中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第五条第三項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

第五条第七項中「通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの」を「次に掲げる行為」に、「から前項まで」を「及び前三項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公園事業の執行として行う行為

二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

第五条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四

項中「、又は」を「、若しくは」に、「前項各号」を「第三項各号」に改め、「行為」の下に「又は同項第六号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

第五条を第十条とする。

第四条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 公園計画及び公園事業

(公園計画及び公園事業の決定)

第五条 公園計画は、知事が、関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

3 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第六条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 前条第三項の規定は、公園計画又は公園事業を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(公園事業の執行)

第七条 公園事業は、県が執行する。

2 市町村は、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び市町村以外の者は、知事の認可を受けて公園事業の一部を執行することができる。

(公園事業の執行に要する費用)

第八条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(適用除外)

第九条 前二条の規定は公園事業のうち国の機関の行う事業について、前条の規定は道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第四章 保護及び利用

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県が策定している奈良県立自然公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画は、この条例による改正後の奈良県立自然公園条例(以下「改正後の条例」という。)第五条第一項の規定に基づいて決定された公園計画とみなす。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県立自然公園条例(以下「改正前の条例」という。)第五条第一項の規定により指定され、かつ、同条第二項において準用する改正前の条例第三条第二項の規定により公示された特別地域は、改正後の条例第十条第一項の規定により指定され、かつ、同条第二項において準用する改正後の条例第三条第二項の規定により公示された特別地域とみなす。

4 改正前の条例の規定によりなされた許可、届出その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた許可、届出その他の行為とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

6 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一

部を次のように改正する。

別表第二の三十三の項中「第五条第三項」を「第十条第三項」に、「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

(奈良県風致地区条例の一部改正)

7 奈良県風致地区条例(昭和四十五年三月奈良県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十二号中「県立自然公園のこれに相当する事業」を「奈良県立自然公園条例(昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号)による公園事業」に改める。

(奈良県風致地区条例の一部改正に伴う経過措置)

8 前項の規定による改正前の奈良県風致地区条例第二条第一項の許可を受け、又は同条第三項の規定による協議をすることを要しなかつた行為で、前項の規定による改正後の奈良県風致地区条例(以下「改正後の風致条例」という。)第二条第一項の許可を受け、又は同条第三項の規定による協議をすることを要することとなつたものうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、改正後の風致条例第二条第一項又は第三項の規定は、適用しない。

奈良県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第三十九号

奈良県風致地区条例の一部を改正する条例

奈良県風致地区条例(昭和四十五年三月奈良県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「風致地区」の下に「(面積が十ヘクタール以上のものに限る。以下同じ。)」を加える。

第二条第一項中第五号及び第六号を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 水面の埋立て又は干拓

第二条第一項第二号中「変更」の下に「(以下「宅地の造成等」という。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 建築物等の色彩の変更

第二条第一項に次の一号を加える。

七 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年

法律第三百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生

資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第

四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

第二条第二項第十号イ(6)を削り、同号イ(5)中「(3)」を「(4)」に改め、同号イ(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、同号イ(3)中「のり」を「法」に改め、同号イ(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 建築物等の色彩の変更で第五号に該当しないもの

第二条第二項第十号イに次のように加える。

(7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが一・五メートルを

超えるもの

第二条第二項第十号ウ中(5)を削り、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 水面の埋立て又は干拓

第二条第二項中第十号を第十一号とし、同項第八号及び第九号を削り、同項第七号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が十平方メートル以下で

あり、かつ、高さが一・五メートル以下であるもの

第二条第二項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「のり」を「法」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 面積が十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

第二条第二項第四号の次に次の一号を加える。

五 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

第二条第三項中「の各号」を削り、「公団等」を「独立行政法人等」に改め、同項第一号から第九号までを次のように改める。

一 独立行政法人都市再生機構

二 独立行政法人緑資源機構

三 独立行政法人労働者健康福祉機構

四 独立行政法人雇用・能力開発機構

五 日本郵政公社

六 独立行政法人水資源機構

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

八 独立行政法人環境再生保全機構

九 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第三条第五号中「水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項（同項第四号を除く。）」を「独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号、第二号イ及び第三号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務並びに同法附則第四条第一項」に改め、「業務」の下に「（附帯する業務を除く。）」を加え、同条第十四号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第五条第一項中「第二条第一項各号に掲げる行為で」を削り、「適合しないもの」を「適合する行為」に、「同項」を「第二条第一項」に、「してはならない」を「するものとする」に改め、同項中第八号及び第九号を削り、第七号を第九号とし、同項第六号中「行なわれる」を「行われる」に、「そこなう」を「損なう」に改め、同号ア中「第二号」を「第三号」に改め、同号ウ中「前号(2)」を「第六号ウ(2)」に改め、同号を同項第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第五条第一項第五号中「宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同号アを次のように改める。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積（規則で定めるところにより算定した土地の面積をいう。以下この号において同じ。）の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、別表(㉠)に掲げる風致地区の種別ごとに同表の(㉠)に掲げる限度（森林の区域（市街化区域を除く。）における木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の土地の開墾その他の土地の形質の変更に係る土地の面積に対する割合については、同表の(㉠)に掲げる風致地区の種別ごとに同表の(㉡)に掲げる限度）以上であること。ただし、当該宅地の造成等が行われる土地及びその周辺の土地の区域の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

第五条第一項第五号イ中「土地の形質の変更を行なう土地の区域の面積が」を削り、「こえるもの」を「超える宅地の造成等」に、「アのほか、次の掲げる要件に該当する」を「次に掲げる行為を伴わない」に改め、同号イ(1)中「第一種風致地区にあつては二メートルを、第二種風致地区にあつては三メートルを、第三種風致地区、第四種風致地区及び第五種風致地区にあつては四メートル」を「別表(㉠)に掲げる風致地区の種別ごとに同表の(㉠)に掲げる限度」に、「高さ」を「超える」を「限度」を「超えて」に改め、「を伴わないこと。」を削り、同号イ(2)中「区域の面積が一ヘクタール以上である森林で風致維持上特に必要であるもの」を「都市の風致の維持上特に必要な森林」に改め、「を伴わないこと。」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第五条第一項第五号に次のように加える。

エ 一ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずる法が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 建築物等の色彩の変更にについては、当該変更後の色彩が変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

第五条第一項に次の一号を加える。

十 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

別表中	(か)	緑地率	十分の四	十分の三	十分の二	十分の二
を	(か)	緑地率	十分の四	十分の三	十分の二	十分の二
	(き)	森林区域の緑地率	十分の六	十分の五	十分の四	十分の四
	(く)	切土又は盛土の高さ	二メートル	三メートル	四メートル	四メートル

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年五月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第三項第一号から第九号までの改正規定(同項第二号及び第四号から第七号までに係る部分に限る。)並びに第三条第五号及び第十四号の改正規定 公布の日

二 第二条第三項第一号から第九号までの改正規定(同項第三号及び第八号に係る部分に限る。) 平成十六年四月一日

三 第二条第三項の改正規定(「公団等」を「独立行政法人等」に改める部分に限る。)及び同項第一号から第九号までの改正規定(同項第一号及び第九号に係る部分に限る。) 平成十六年七月一日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の奈良県風致地区条例(以下「改正前の条例」という。)第二条第一項の許可を受けている者は、当該許可に係る行為についてこの条例による改正後の奈良県風致地区条例(以下「改正後の条例」という。)

(第二条第一項の許可を受けた者とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第二条第一項の規定による許可の申請をしている者に係る当該許可の基準については、改正後の条例第五条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 改正後の条例第二条第一項第七号に掲げる行為であつてこの条例の施行の際既に着手していたものについては、同項及び同条第三項の規定は、適用しない。

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第四十号

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号を次のように改める。

二 奈良公園シルクロード交流館

別表第四の二中「奈良公園館」を「奈良公園シルクロード交流館」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第四十一号

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第一条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年十二月奈良県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第八条及び第十一条」を「第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項」に改める。

第二条第二項中「とは、」の下に「義務教育諸学校等」を加える。

第三条の見出し中「義務教育諸学校等」を削り、同条第一項中「義務教育諸学校等」を削り、「一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十三年九月奈良県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）別表第三の教育職給料表（二）又は教育職給料表

（三）の適用を受ける者に限る。第三項及び第六条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の一級又は二級である者」を「校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第三項中「義務教育諸学校等」及び「（管理職手当を受ける者を除く。第六条において同じ。）」を削り、「給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十三年九月奈良県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）」に改める。

第六条の見出し中「義務教育諸学校等」を削り、同条第一項中「義務教育諸学校等の教育職員」を「教育職員（給与条例第十七条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下同じ。）」に、「第三条」を「第三条から第六条まで」に、「超える勤務」を「超えて勤務すること」に、「おける」を「おいて」に、「含むものとする」を「することを含む」に改め、同条第二項中「義務教育諸学校等」を削り、「場合で」を「場合であつて」に、「緊急に」を「緊急の」に改め、同条第一号中「生徒」を「校外実習その他生徒」に改め、同条第二号中「学校行事」を「修学旅行その他学校の行事」に改め、同条第三号中「教職員会議」を「職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）」に改め、同条第四号中「非常災害等」を「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他」に改め、同条第三項を削る。

（奈良県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正）

第二条 奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表備考中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 「国立」とは国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものを、「公立」とは地方公共団体が設置するものを、「私立」とは私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置するものをいう。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 教育長の給与等に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に、「基き」を「基づき」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第四十二号

奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和五十年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

第三条第一項中「は、国立又は公立の高等学校に在学する者にあつては月額一万四千円、私立の高等学校に在学する者にあつては月額二万九千円とし、無利息」を「の額は、別表のとおり」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 修学奨励金は、無利息とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第三条関係)

区分	修学奨励金の額	
	国立・公立	私立
定時制の課程	月額 一四、〇〇〇円	月額 二九、〇〇〇円
通信制の課程	月額 一四、〇〇〇円	月額 一四、〇〇〇円

備考

「国立」とは国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)が設置するものを、「公立」とは地方公共団体が設置するものを、「私立」とは私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人が設置するものをいう。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

奈良県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第四十三号

奈良県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

奈良県警察本部の組織に関する条例(昭和二十九年六月奈良県条例第十九号)の一部

を次のように改正する。

第四条に次の二号を加える。

六 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

七 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

奈良県介護福祉士等修学資金貸与条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第四十四号

奈良県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例

奈良県介護福祉士等修学資金貸与条例（平成五年七月奈良県条例第五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の奈良県介護福祉士等修学資金貸与条例の規定に基づく修学資金（この条例の施行の日前に貸与することとされたものに限る。）の貸与及び返還については、なお従前の例による。

奈良県立保健学院条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第四十五号

奈良県立保健学院条例を廃止する条例

奈良県立保健学院条例（昭和四十五年十二月奈良県条例第二十五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三のニ備考中「和論等並び」を削る。

（奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正）

3 奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第三条の表奈良県立保健学院の項を削る。

第五条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

奈良県ボランティア・NPO活動推進基金条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第四十六号

奈良県ボランティア・NPO活動推進基金条例

（設置）

第一条 県とボランティア・NPO活動（自由な社会貢献活動としての不特定かつ多数のもの、の利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。）を行う県民との協働の推進を図り、もってボランティア・NPO活動の活性化と豊かな地域社会の創造に寄与するため、奈良県ボランティア・NPO活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

一 営利を目的としないものであること。
 二 次のいずれにも該当するものであること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（その他）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則
 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

奈良県産業廃棄物減量化等推進基金条例をここに公布する。

平成十六年三月三十日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第四十七号

奈良県産業廃棄物減量化等推進基金条例

（設置）

第一条 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策の費用に充てるため、奈良県産業廃棄物減量化等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、奈良県産業廃棄物税条例（平成十五年三月奈良県条例第四十三号）により県に納入され、又は納付された産業廃棄物税から産業廃棄物税の徴収に要する費用を控除して得た額の範囲内で、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。